

メビウス Member's Press

メビウス講義レポ
第193回 9月

「働き方改革」関連法と実務対応

浅沼経営センターグループ
執行役員 川村 浩 氏

去る9月21日(金) 浅沼経営センターグループ 執行役員 川村 浩 氏による講義『「働き方改革」関連法と実務対応』を足利市民プラザにて開催いたしました。注目度の高い労務テーマですが、施行に向けての準備が大切とのことでした。

「働き方改革」関連法の施行スケジュール

《2019年4月から 年次有給休暇の取得義務化》

基本的な内容

		2019/4	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4	2024/4
労働時間上限規制	大企業	●	→	→	→	→	→
	中小		●	→	→	→	→
年次有給休暇5日取得義務	共通	●	→	→	→	→	→
高プロ・フレックスタイム	共通	●	→	→	→	→	→
医師面接見直し・時間把握	共通	●	→	→	→	→	→
月60時間超割増率引上げ	中小					●	→
限度基準適用除外見直し	共通						●
勤務間インターバル(努力)	共通	●	→	→	→	→	→
同一労働同一賃金	大企業		●	→	→	→	→
	中小			●	→	→	→
その他	共通	●	→	→	→	→	→
(別法案)賃金債権時効延長	共通		▲	→	→	→	→

年次有給休暇の日数が10日以上[※]の労働者に対し、年次有給休暇のうち5日については、付与日から1年以内の期間に、以下のいずれかの方法により与えなければならない。

- ① 労働者本人の時季指定による取得
- ② 労使協定締結による計画的付与
- ③ 労働者本人の希望を聞いた上での使用者による時季指定

2019年4月以降の有給休暇付与が義務の対象になるため、自社で付与するタイミングを確認し、新入社員ほか、各社員など、どの時期で該当するかあらかじめ確認しておくといでしょう。

労働時間の客観的な把握

- ・面接指導の適切な実施を図るため、管理監督者を含む、すべての労働者を対象として、**労働時間の把握**について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令に規定する。
- ・今後は、**すべての従業員**について、**タイムカード、ICカードなどによる労働時間把握が原則**とされる。

36協定による労働時間の上限については、現状の告示から法律へと格上げされます。また、上乘せ協定(特別条項)を必要とする場合も、2020年度から上限規制、年間720時間があります。

期間	一般の労働者 (1年単位の変形労働時間制以外)	1年単位の変形労働時間制 の対象者
1ヶ月	45時間	42時間
1年間	360時間	320時間

教えて！ メビウスに Q

このコーナーでは、
税務・労務に関して
皆様から寄せられた
ご質問にお応えします。



Question1

相続についての法改正で、息子の妻の貢献を考慮する制度ができた、と新聞で読んだ気がするのですが、どのようなことですか。

Answer



亡くなった方の事業への無償の貢献や、療養看護に尽くしたときに、それが特別の「寄与」と認められるときは、「**寄与分**」として、遺産相続時にその寄与分相当を“先に”取得し、残りを遺産分割対象とすることが認められています。

亡くなった方の財産の維持や増加に特別に貢献のあった人への配慮です。

しかし、**寄与分は相続人にのみ認められる**ことから、例えば、相続人の配偶者（例えば長男の妻）が、長男の父が経営する事業について無償で従事していた場合や、長男の父の介護に相当の尽力をしたとしても、現行法の下では、遺産分割において、「長男の妻」が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産を請求することはできません。

相続人である夫が、自分の補助者の行為として主張した場合に認められるケースがある程度です。

この貢献に報いるべく法改正が図られました。

相続人以外の親族が、特別な寄与と認められる被相続人の療養看護等を無償で行った場合には、一定の要件のもと、相続人に対し、その特別な寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができるものとする。

この規定により相続開始後、相続人に対して金銭の支払いを請求することが可能となりました。

「年金支払特約」とはどのような内容ですか？

Answer

生命保険の保険金は全額受取が基本です。でも「年金支払特約」が付いていれば、保険金を分割して受取ることも可能です。

1. 「年金支払特約」とは？

保険金を**年金のように分割して受取れる特約**のことです。生命保険の死亡保険金は、**基本的に一時払い（一括で受取ること）**となっています。しかし、この「年金支払特約」を付けることで、一括ではなく分割して受取れるようになります。

2. 分割して受取ることによりメリットはあるの？

法人の場合一括で受取ると、受取る原因が発生した時点で収益も発生します。では分割で受取った場合はどうなるでしょうか。この場合、その年度に受取った金額に対して収益が発生します。

10年確定年金とは

通常の個人年金でもありますが、受取れる保険金額を10年間に分割して、分割した1年分を1年ずつ、10年間に渡って受取る方法です。一括で受取って、退職金や返済にあてる予定があれば問題ありません。恐らく問題になるのは、売上の補填等の場合ではないでしょうか。そんな時に「年金支払特約」が付いていても、保険金の一括受取は可能です。

3. ただし、こちらにご注意を！！

付けていると便利な「年金支払特約」ですが、法人税法上、上記2のように保険金受取の都度、収益計上するためには**「保険金の支払う原因が起こった日」の前に付けて頂く必要があります。受取が決まった日以降に特約を付けて頂いても、保険金は分割して受取りにはなりません。保険金の受取の都度の収益として認識することはできません。**

また、保険会社によっては「年金支払特約」がない、保険の種類によっては付けられない等々があります。保険証券で特約の有無をご確認頂くことも可能ですが、特約が付けられるかどうかに関しましてはご契約中の保険会社にお問合わせください。



メビウス事務局インフォメーション

毎回のメビウス講義の後、または平日AM9:00~PM5:00に、ご希望に応じて個人相談を無料にて受付しております。ビジネスに関する疑問・質問をお気軽にお問合わせください。

お問合せ TEL 0284-41-1324

製造業

〒370-0600

群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4127-2

TEL:0276-80-9170

FAX:0276-80-9171

HP: http://www.narahara-sangyou.com/



株式会社 奈良原産業

内田 ルリ子さん



▲内田ルリ子さん

創業40有余年、安心力で末永く社会に貢献することを実践しています。
一貫生産を強みに信頼の品質力、感動の技術力、誠意ある
対応力でお客様へ安心力を届けます。職場や社会への
安心力も深めてお客様の信頼につなげています。皆様の
生活にいつも寄り添う「NARAHARA高品質製品」です！



(株)奈良原産業 外観

真空蒸着・塗装・印刷
それぞれの技術で生み出される製品群



ご希望ご要望など、
いつでもご相談ください。

メビウストーク
ほっとラウンジ



負うもの

メビウス主宰・税理士
三上 洋子



今、日経新聞2面に連載の記事を粛々と読んでいます。

「認知症とお金」というレポート記事。

今、手元にある紙面には、「通帳ない」1日3回来店 と副題が付けられている。

ある銀行のお客様サービス課の接客相手はほとんどが高齢者。

暗証番号が分からない、キャッシュカードがない、通帳をなくした等、ある80代男性は認知症が進み、毎日来店するようになった。やがて、1日に3回来店するようになり、課では、行政に相談することに決め、身内がいらないその男性には後見人がつくことになったという。

どう対応すべきか、これまでに金融機関の約60万人が認知症患者や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成講座を受講しているという。金融機関には認知症になった場合に備えるサービスがあるが、元気な顧客に、「認知症になったら」という話をしてもなかなか響かないのが実情であり、「自分はまだ大丈夫」との反応が多数を占める。

日本では何故か、お金の話を避ける傾向にあると言われる。

私は母から、「命の次に大事なものはお金」「経済の破綻は人生の破綻」と教えられ、実際、積極的に(ややアカラサマニ)話題に上る。生活を続けていく以上、その資金については、避けては通れないし、家族を持つ者として、負わざるを得ない重い責任でもある。

お問合せ
ご相談

NPO法人女性のためのビジネススクール メビウス 〒326-0808 栃木県足利市本城2-1901-8

TEL0284-41-1324 FAX0284-41-1340 email:office@bs-mebius.net